○東松山市指定下水道工事店等に対する処分の基準等に関する要綱

平成２８年９月１５日

決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、東松山市指定下水道工事店及び排水設備工事責任技術者等に関する規程（平成３１年東松山市上下水道事業企業管理規程第４号。以下「規程」という。）第１２条の規定による東松山市指定下水道工事店（以下「指定工事店」という。）の指定の停止又は取消し及び規程第２０条の規定による排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の登録の停止又は取消しの措置（以下「処分」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報告書の提出）

第２条　規程第１１条第２項に規定する指定下水道工事店調査報告書及び規程第１９条第２項に規定する排水設備工事責任技術者調査報告書の提出期限は、調査書が到達した日から起算して３０日とする。ただし、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が認めるときは、この限りでない。

（違反点数）

第３条　管理者は、前条に規定する報告書を受けたとき、又は同条に規定する報告書の提出がなかったときは、東松山市指定下水道工事店等資格審査委員会要綱（平成２１年１１月２７日決裁）に規定する東松山市指定下水道工事店等資格審査委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

２　委員会は、前項の規定により意見を求められたときは、指定工事店及び責任技術者の違反点数の付加について審議し、その結果を東松山市指定下水道工事店等違反行為確認報告書（様式第１号）により管理者に報告するものとする。

３　管理者は、前項の意見を踏まえ、指定工事店及び責任技術者について別表に定める違反の内容に該当すると認めるときは、同表に定める違反点数をそ

れぞれに付加するものとする。ただし、当該違反が不可抗力その他特別の事情に起因する場合は、この限りでない。

４　前項の規定により指定工事店及び責任技術者に対し違反点数を付加する場合は、違反点数通知書（様式第２号）により行うものとする。

５　違反点数は、当該点数を付加された日から起算して、３年を経過しなければ消滅しない。

（処分）

第４条　管理者は、累積違反点数に応じ、指定工事店又は責任技術者を処分する。

(1)　累積違反点数２点　指定（登録）停止期間２月以内

(2)　累積違反点数３点　指定（登録）停止期間４月以内

(3)　累積違反点数４点　指定（登録）停止期間６月以内

(4)　累積違反点数５点　取消し

２　管理者は、処分を行うときは、東松山市行政手続条例（平成９年東松山市条例第２７号）及び東松山市聴聞規則（平成６年東松山市規則第２６号）に基づき上下水道経営課長に聴聞を主宰させ、又は弁明の機会を付与させるものとする。

３　管理者は、処分を行うときは、当該指定工事店（法人の場合はその代表者）又は責任技術者に対し、通知書（様式第３号）により来庁を求めることができる。

（文書による注意、警告等）

第５条　管理者は、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意、警告等を行うことができる。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年１月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２６日決裁）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

指定工事店の処分に関する違反点数基準表

違反の内容	違反点数
規程第６条第２項第６号の規定に違反し、排水設備の新設等の工事で、東松山市下水道条例（昭和４６年東松山市条例第１７号）第６条第１項の規定による届出が受理されていない工事の施工（監理を含む。）をしたとき、その他関係法令に違反したとき。	1

責任技術者の処分に関する違反点数基準表

違反の内容	違反点数
規程第１５条第１項の規定に違反し、排水設備の新設等の工事で、東松山市下水道条例第６条第１項の規定による届出が受理されていない工事の施工（監理を含む。）をしたとき、その他関係法令に違反したとき。	1

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

東松山市指定下水道工事店等違反行為確認報告書

東松山市指定下水道工事店等に対する処分の基準等に関する要綱第３条第２項の規定により次のとおり報告します。

違反の有無	□有　　□無
違　反　点　数	
違　反　項　目	
違　反　場　所	
指定工事店	
責任技術者名	
発見日・発見者・発見の状況	年　　月　　日　　職氏名
事情聴取内容等	
備考	

様式第２号（第３条関係）

違　反　点　数　通　知　書

第　　　　　号
年　　月　　日

違反者名（指定工事店又は責任技術者名）

様

東松山市上下水道事業
東松山市長　　　　　　　印

東松山市指定下水道工事店等に対する処分の基準等に関する要綱別表に定める違反の内容に該当すると認められるため、同要綱第３条第３項の規定により違反点数を付加し、同条第４項の規定により通知します。

今後、違反行為がないよう下水道法及び関係法規、東松山市下水道条例及び関係規定を遵守の上業務を行うよう充分留意願います。

なお、違反行為を繰り返すと指定（登録）の停止又は取消等、厳正に対処することとなりますので注意してください。

違反に対する点数

点

累積点数等

今回までの点数　　　　　　　点

累　積　点　数　　　　　　　　点（起算日　　　年　　月　　日）

※ 今回、付加された点数は、付加された日（起算日）から３年間は消滅しません。この期間内にまた違反行為があったときは、点数が累積加算されて処分されることとなります。

様式第３号（第４条関係）

通　　　知　　　書

第　　　　号
年　　月　　日

違反者名（指定工事店又は責任技術者名）

様

東松山市上下水道事業
東松山市長　　　　　　　印

東松山市指定下水道工事店等に対する処分の基準等に関する要綱第４条第３項の規定により、次のとおり来庁を求めます。

来庁を求める日時及び場所

理　　　由

※　なお、来庁の際はこの通知書を持参し、担当者へ提示してください。また、上記の日時に来庁できない理由がある場合は連絡してください。